

意見提出者	北海道深川市
1. 項目	戸籍事務電子化におけるシステム運用・データ管理の規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現行の戸籍制度では、原則、戸籍システム・データを庁舎外に持出すことを禁じており、自己導入、共同化にかかわらず、自治体職員が自らこれを管理しなければならない内容となっている。</p> <p>こうした規制を満足するには、高セキュリティを確保した保管場所の整備や、管理のための専門技術者を職員として安定的に雇用しなければならない。戸籍事務以外の市町村業務は、民間ASP・SaaSを利用するなどのクラウド化によって、最大限のコスト削減、業務の効率化、BCPの確保を図ろうとする中で、現戸籍事務の電子化に伴う運用は、そうした市町村行政の高度化、効率化を阻害していると考えられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	戸籍法施行規則 第7条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>自治体クラウドでは、市町村のあらゆる業務システムについて、民間ASP・SaaSを含む共同アウトソーシングにより、従来から市町村が抱える財政的、人的、技術的、設備的課題の解決を図るものであるから、戸籍システムについても、他の業務システムと同様に、民間ASP・SaaSサービスを容認すべきである。</p> <p>また、民間ASP・SaaS展開では業務の標準化が必須となるが、戸籍システムに関しては業務が既に標準化されており、民間によるASP・SaaSサービスの展開は他の業務に比して極めて容易と考えられる。一刻も早く規制を廃し、民間サービスの充実を促すべきである。</p>